

# 平成 27 年度事業報告書

## 1. 概要

平成 27 年度については、警察本部指導のもと、関係機関、団体等との連携を強化しつつ、①暴力団排除意識の高揚と活発な啓発活動、②各種暴力団排除活動の効果的な支援、③暴力相談活動の適正な実践、④救済支援活動の着実な推進の 4 つの柱で事業を展開した。

特に、六代目山口組から神戸山口組が離脱したことにより、両組織が対立抗争状態にある中、暴力団による不法行為が県民の平穏な生活に脅威を与えていることから、「暴力団の活動実態」や「暴力団追放意識」を県民により一層浸透させるとともに、暴力団勢力の拡大や資金獲得活動に大きな打撃を与えている「暴力団排除条例」、「改正暴力団対策法」の目的及び内容の周知、並びに暴力団排除気運の高揚を図るため、広報啓発活動を積極的に推進した。

具体的には、毎年開催する暴力団追放兵庫県民大会に加えて、鉄道の車内広告、県や各市町の広報紙等への広告掲載、商店街等への広告看板の設置、野球場や競馬場の大型ビジョン等での CM 放映を引き続き実施したほか、暴力相談所の所在地や不当要求対応要領等を印刷した広報誌・チラシ等の配布など、多角的できめ細かい広報を実施した。

また、県下 4 か所の暴力相談所等で 877 件の相談を受理したほか、企業・事業所及び職域単位で開催している不当要求防止責任者講習会の参加者については、講習会への積極的な参加を呼びかけるとともに、多人数が参加できる講習会場への見直しを図ったことにより、センター設立以降最多となる 3,435 名の受講者があった。

## 2. 事業活動

### (1) 暴追思想普及啓発事業 (暴力団対策法第 32 条の 3 第 2 項第 1 号)

暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るため、次のとおり広報活動を行った。

#### ①暴力団追放兵庫県民大会開催事業

11 月 11 日、神戸文化ホールにおいて、『「暴力団のいない安全で平穏な兵庫県」をめざして』をスローガンに「第 24 回暴力団追放兵庫県民大会」を開催し、約千人の参加を得た。

#### ②広報刊行事業

暴力団追放思想の普及啓発のため、パンフレット、ポスター、カレンダー等の作成、配付を行った。

#### 【主な広報資料】

- ・センター機関紙「暴追兵庫」(30,000 部)
- ・賛助会員向け機関紙「暴力団追放!!」(4,100 部)
- ・暴力団排除条例パンフレット (30,000 部)
- ・暴力団追放ポスター (11,700 部)
- ・暴力団追放カレンダー (1,500 部)

- ・ポケットカレンダー（30,000部）
- ・暴力団お断りステッカー（17,000部）

### ③ 広報活動実施事業

暴力団の実態をはじめ、暴力団等からの不当要求に対する対応要領、暴対法や暴排条例の目的や内容などをセンターのホームページに分かりやすく掲載するなどして周知徹底を図った。

また、行政機関等の各種広報紙に広告掲載したほか、鉄道広告や広告看板の掲出などを行っている。

#### 【主な広報媒体】

- ・インターネットのホームページによる広報
- ・各種広報誌等への広告掲載（県民だよりひょうご、各商工会議所報等）
- ・鉄道広告（山陽電鉄の車内広告、JR元町駅西口改札内支柱電照広告）
- ・広告看板の掲出（三宮阪急前商店街アーケード及び三宮駅地下通路壁面）
- ・ビジョン広報（阪神甲子園球場、ほっともっとフィールド神戸、園田競馬場等）

### ④ 暴力追放協力店（事業所）支援事業

暴力団追放に熱意を持ち、暴力団等からの金品要求を拒否する強い姿勢を持つことを誓約した店舗や事業所を暴力追放協力店（事業所）として指定し、「暴力追放協力店（事業所）ステッカー」と「暴力追放協力店（事業所）の証」を交付した。

### ⑤ 暴追DVDの活用及び貸出事業

警視庁等が企画した暴力団追放啓発ビデオ（DVD）を購入し、各種研修会等で活用するとともに、希望者へ無償で貸出を行った。

### ⑥ 暴追ポスター・標語の募集

暴力団排除意識の高揚を図るため、全国暴力追放運動推進センターと連携して、「全国統一モデル暴追ポスター・標語」の募集を行った。

## (2) 暴力排除活動推進支援事業（暴力団対策法第32条の3第2項第2号）

関係機関との連携により、地域、行政及び職域からの暴力排除活動推進事業を支援した。

### ① 地域からの暴力排除推進支援事業

地区暴力団追放大会への支援として、県下各地区で開催された暴力団追放大会にセンター役員や専任講師を派遣したほか、暴追グッズの貸出、暴追啓発資料の提供などを行った。

### ② 行政からの暴力排除推進支援事業

行政機関から要請を受けて暴排研修会を開催するなど、行政からの暴力排除推進支援を行った。

### ③職域からの暴力排除推進支援事業

企業等の暴排研修会へ専任講師の派遣や暴迫啓発資料の提供を行うとともに、センター役職員が企業の定期総会等に参加し、職域暴迫組織との連携強化を図った。

### (3) 不当要求防止責任者講習事業 (暴力団対策法第 32 条の 3 第 2 項第 7 号)

兵庫県公安委員会から委託を受け、各企業、事業所ごとに選任された不当要求防止責任者を対象に、県下各地において、暴力団等からの不当な要求に対する心構えや対応要領などを研修する不当要求防止責任者講習を実施した。

平成 27 年度は、54 回の講習を開催し、3,435 名が受講した。

### (4) 調査研究及び不当要求管理機関援助事業 (暴力団対策法第 32 条の 3 第 2 項第 8 号、第 11 号)

暴力団排除に関する書籍等の購入、暴力団に関する新聞記事等の収集及び全国暴力追放運動推進センターへの情報提供並びに県警との連携を図った。

### (5) 暴力相談事業 (暴力団対策法第 32 条の 3 第 2 項第 3 号)

神戸、尼崎、加古川及び姫路の 4 か所に暴力相談所を設置し、警察OBの暴力追放相談委員が常駐して、暴力団等反社会的勢力からの被害などに関する相談に対応した。

また、毎週火曜日の神戸市役所市民相談室における出張相談所や、不当要求防止責任者講習の会場における臨時相談所の開設、尼崎・加古川・姫路の各暴力相談所相談員による出張相談など、あらゆる機会を活用して相談機会を増やすとともに、多種多様な広報媒体を活用して当センターの暴力相談事業に関する積極的なPRに努めている。

特に、刑法等に触れるおそれのある犯罪行為に関する相談、また、警察への通報や弁護士への引継ぎが適切と判断される相談は、速やかに引継ぎを行うなどにより、早期解決に向け、迅速・的確な対応に努めている。

平成 27 年度は、877 件の暴力相談を受理し、うち 13 件を警察に引き継いだ。

### (6) 暴力団被害者救済支援事業 (暴力団対策法第 32 条の 3 第 2 項第 9 号)

#### ①ホームセキュリティサービス支援の実施

暴力団等から危害を受けるおそれが極めて高く、その生命、身体又は財産に被害が及ぶおそれのある要保護者に対して、民間警備会社のホームセキュリティサービスによる支援を行っている。

#### ②損害賠償請求訴訟費用の貸付

損害賠償請求や暴力団事務所使用差止の訴訟費用について、これまでに 7 件、総額 1,540 万円の貸付を行い、全額返済されている。平成 27 年度の貸付はない。

**(7) 暴力団事務所使用差止請求関係事業**（暴力団対策法第 32 条の 3 第 2 項第 6 号）

平成 24 年 8 月の暴力団対策法の改正により、国家公安委員会の認定を受けた都道府県センターは、暴力団事務所周辺の住民等から暴力団事務所使用差止請求の委託を受けることができることとなり、当センターは、平成 25 年 7 月 25 日付けで国家公安委員会から適格センターとして認定を受けた。

**(8) 少年に対する暴力団の影響排除事業**（暴力団対策法第 32 条の 3 第 2 項第 4 号、第 10 号）

警察本部少年育成課と連携して、県下 6 ブロックで開催された少年指導委員研修会に出席し、暴力団の影響排除啓発を促進した。

**(9) 暴力団離脱者支援事業**（暴力団対策法第 32 条の 3 第 2 項第 5 号）

**①暴力団離脱者受入賛助事業所の拡充**

県警及び社会復帰アドバイザーと連携し、暴力団離脱者の社会復帰の出発点となる暴力団離脱者受入賛助事業所の拡充を図るため、各種事業所を訪問して賛同を求めるなど受入賛助事業所の獲得に努めた。

**②訪問活動**

暴力団離脱者が就労している受入賛助事業所へ社会復帰アドバイザーとともに訪問活動を実施した。

**3. 管理部門**

**(1) 理事会・評議員会の開催状況**

**①理事会**

平成 27 年 6 月、平成 28 年 3 月に定例理事会を開催したほか、決議省略の方式による理事会（みなし理事会）を 5 回開催した。

**②評議員会**

平成 27 年 6 月に定例評議員会を開催したほか、決議省略の方式による評議員会（みなし評議員会）を 4 回開催した。

**(2) 賛助金等の状況**

センターの事業推進活動を広く支援していただくため、センターの行う事業に賛同を得た企業や個人から賛助金、寄附金を募った。